

【参加希望の皆さんへ】

政治情勢の変化により延期若しくは中止の可能性があります。恐れ入りますが、前日までに開催の有無について必ず以下のいずれかの団体にご確認下さい。

市民福祉団体全国協議会 03-6809-1091 ふきのとう 03-3706-2545 民主党本部 03-3595-9988

## 第6回「新しい公共づくり」をめざした 政策形成プロジェクトのご案内

開催決定！  
福祉部門の討論会！

昨年7月、衆院解散前夜といった雰囲気にも包まれた14日夜、「市民パワーと民主党の懇談会」が民主党本部で開催され、以降民主党の政策へNPOからの提言を聞き、マニフェストなどへも反映させるなど、こうした意見交換会を今後も定期的に関くこととなりました。

(参照：民主党HPより <http://www.dpj.or.jp/news/?num=16542>)

これを受けて、「新しい公共」づくりをめざした市民と民主党の政策形成プロジェクトが開催されることになり、NPOの制度、子育て・保育のあり方、環境、雇用、来年度予算について各プロジェクトが開かれました。そして、第6回プロジェクトのテーマは「福祉」で開催します。市民キャビネットでも提言していますが、活動団体の想いや地域福祉のあり方について、直に政治に反映させる機会にしたいと考えています。

多くの皆さんのご参加をお待ちしています。

【テーマ】第6回「政策形成プロジェクトー福祉について」

【日時】7月29日(木) 15:00※予 民主党本部5階 ※参加費無料

【市民団体よりの発題者※予】

高畑敬一氏(ニッポン・アクティブライフ・クラブ)、三宅陽子氏(こぶしの会・練馬区)、  
島津禮子氏(ふらっとステーションドリーム・横浜市)、伊藤みどり氏(全国移動ネット)、  
西田京子氏(たすけあい佐賀・宅老所)、村居多美子(介護サービスさくら・名古屋市)  
松下典子氏(地域福祉サポート知多)、全国老人給食協力会、田中尚輝氏(市民福祉団体全国協議会) 他を予定

▼下記にご記入の上、FAX(03-5426-2548)またはメールinfo@now.jpにてお申込下さい▼

参加者氏名

所属団体

住所

TEL/FAX

お問い合わせ先：東京都世田谷区桜丘4-13-21 全国老人給食協力会

【参加希望の皆さんへ】

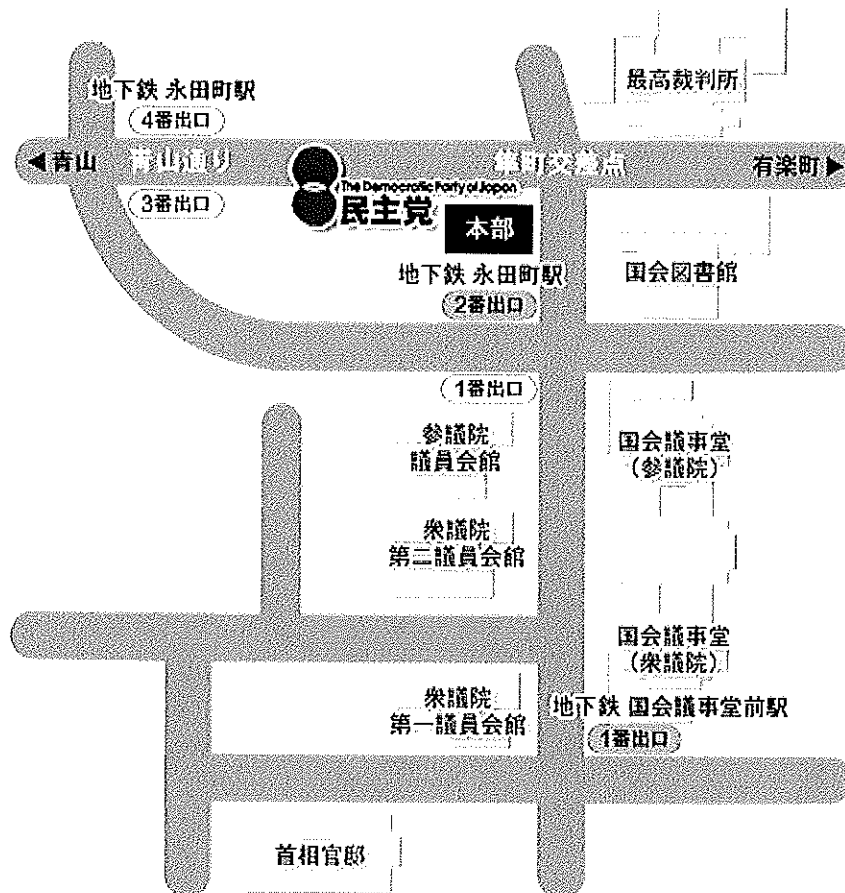
政治情勢の変化により延期若しくは中止の可能性があります。恐れ入りますが、前日までに開催の有無について必ず以下のいずれかの団体にご確認下さい。

市民福祉団体全国協議会 03-6809-1091 ふきのとう 03-3706-2545 民主党本部 03-3595-9988

担当：平野 TEL 03-3706-2545 FAX 03-5426-2548

HP <http://www.mow.jp/> e-mail [info@mow.jp](mailto:info@mow.jp)

【会場案内図】



●住所：〒100-0014 千代田区永田町1-1 1-1

TEL : 03-3595-9988 (代表) FAX : 03-3595-9961

地下鉄■有楽町線■半蔵門線■南北線……………永田町駅下車 2番出口 (徒歩2分)

地下鉄■丸の内線■千代田線……………国会議事堂駅下車 1番出口 (徒歩5分)

※参加費は無料です。皆様のご参加をお待ちしています※

2/5

部会名	福祉部会
<b>政策提言名・循環型地域福祉事業</b>	
<p>目的：誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域福祉社会を構築する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険サービスや障害者自立支援事業を相互に補完する市民参加による地域生活支援（移動サービス・食事サービス・ホームヘルプ等）の充実</li> <li>・地域支援サービスの実施における市民参加の促進</li> </ul> <p>事業概要：1. コミュニティ単位における各種サービスのコーディネート機関の設置 2. 拠点施設の整備 3. 中間支援組織によるコーディネーターの養成</p>	
<b>政策提言名・市民参加による地域福祉サービスに関する規制緩和</b>	
<p>目的：市民参加による有償の地域福祉サービス提供の阻害要因となっている既成の法律・制度（ex. 道路運送法・道路交通法・法人税法等）の内容及び運用を見直し地域の住民生活の実態と合わせる。</p>	
<b>提言骨子「福祉のある優しい“我がまち”づくり」に向けて</b>	
<p>「日本中のどこでも安心して暮らせる地域社会の構築」は国が国民に対して保障すべき義務であり、国民にとっての権利だということを国の福祉政策の基本的方針として据えるべきである。地域生活支援の実施状況は自治体や地域によって大きな格差が生じている。地域主権は重要であるが、国民として保障されるべき生活権が侵害されてはならない。こうした状況に対して国は公の責任を明確にするべきである。</p>	
<p>その上で、公的サービスによって全て費用負担し運営することは、財政的に困難であるばかりでなく市民の自立も阻害する。安心して暮らせる地域社会の構築のためには、「医療・介護・障害者福祉・保育」などの全国統一的な公的サービスの持続・発展を軸としつつ、地域における自主的な活動に地域独自の「枠外サービス」を委ね、公が支援することで公・民が協働して地域福祉を支える体制づくりが急務である。</p>	
<p>地域の中で助け助けられる「福祉のある優しい“我がまち”づくり」を推進するため、以下に提言する。</p>	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 食事サービス、移動サービス、ホームヘルプなどの介護保険外の生活支援や介護者支援は、介護保険サービスと共に在宅を支える車の両輪として必須である。地域支援事業の内容を見直し、こうした取り組みを評価し、活用・促進すべきである。また、都道府県など広域行政はサービスの地域格差是正に務めるべきである。</li> <li>2. 利用者やニーズを限定しない緩やかな助け助けられるしくみの育成と確立のためには、市民参加による自主的な活動に「枠外サービス」※を優先的に委ねるなど、積極的な評価と支援が必要である。</li> <li>3. 地域包括支援センターは介護予防マネジメントを中心的業務とすることから脱却し、本来の包括的継続的な地域ケアの調整機能に特化すべきである。またその機能を社協や社会福祉法人、NPO 法人にも分担し、コミュニティレベルで住民に身近な福祉ネットワークを構築すべきである。</li> <li>4. サービスの向上、アドボカシーを担う広域的な中間支援団体のネットワーク機能が必要とされている。サービスの創出や質の向上、担い手育成のために広域に活動する中間支援団体に対する継続的な支援が求められる。</li> <li>5. 現在の高齢者福祉に特化した地域包括支援センターの機能では、障害者や子育て支援等の複合的なニーズに柔軟に対応できない。地域の福祉ニーズを横断的に受け止める理論の構築と介護保険以外からの財源確保の可能性を模索すべきである。また将来的には関連法令を横断する「地域生活支援法（仮称案）」の立法化も考えられる。</li> </ol>	
<p>※「枠外サービス」とは全国統一的な制度のもとで実施される介護保険サービスや障害者自立支援事業以外の福祉サービスを指す</p>	

3/5

部会名	福祉部会
<p><b>政策提言名：市民参加による地域福祉サービスに関する規制緩和</b></p> <p>市民参加による有償の地域福祉サービス提供の阻害要因となっている既成の法律・制度（ex：道路運送法、道路交通法、法人税法等）の内容及び運用を見直し地域の住民生活の実態と合わせる。</p>	
<p><b>現状と問題点</b></p> <p>地域福祉サービスの分野では、地域に根ざした住民組織やNPOが、主要な役割を果たし、時には公共サービスを補完したり代替したりしている。しかし、国や自治体は、民間事業者サービス企業を含めた競争原理や事業者を対象とした規制を、この地域福祉の領域にも適用することによって、身近な住民同士の助け合いやコミュニティづくり、市民自治の土台を切り崩している。</p> <p>移動サービスはその最たるものである。有償であるがゆえにバス・タクシーを規定する道路運送法に位置付けられた。その実態は、サービス提供にかかるガソリン代等の実費にわずかな運転者の謝礼を加えたボランティアな活動が多いにも関わらず、バス・タクシーに準ずる要件を課され、バス・タクシーを交えた「運営協議会」によって、「必要性」を吟味されたり、国の基準以上のローカルルールを上乗せされたりしている。この活動に使用する車両の自動車税、法人税、駐車禁止除外を規定する道路交通法など関連する法制度もまた、こうした活動を後押しする方向にはない。</p> <p>また、従来の移動支援の施策が厚生・運輸・文部等に分かれて縦割りに実施されていたり、硬直した運用であるために、生活の現場では非効率でニーズに合わないケースや、問題解決に関して住民組織やNPOの参加を阻害している実態がある。従来の制度適用の見直しや規制緩和によって、住民組織やNPOに、経済面や労力面で過剰な負担を強いることのない助け合いの共生社会を作ることが求められている。</p>	
<p><b>具体的内容</b></p> <p>事業概要：市民が参画する地域福祉サービスに関する規制緩和の促進事業 市民が参画する地域福祉サービスを盛り込んだ、地域計画策定促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>たとえば、地域住民が自ら自家用車を提供したり、自治体所有の福祉車両を運転することなどで、地域内の移動のニーズに対応することを手段に盛り込んだ地域福祉交通計画の策定を支援する事業。会議開催や調査費用、専門家の派遣などの支援を行う。また、その提供に一定期間責任を負う（モデル事業）。</li> </ul> <p>市民が参画する地域福祉サービスについての規制緩和適用事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記計画の対象としたサービスに関しては、既存の事業に関する許認可手続きをとらず、届け出等の簡易な手続きによって自治体はその実施を認めることとする。</li> <li>あわせて、既存の法制度で阻害要因となる許認可手続きを洗い出し、権限の移譲・見直しを行う所管省庁や自治体等による認定会議を行う。</li> </ul> <p>規制緩和に関する実態評価事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の道路運送法、道路交通法、法人税法等により住民組織やNPOの活動が阻害されている実態を調査し対応策を提言する。また、地域福祉交通計画の策定や、福祉移動手段の提供のモデル事業のビフォー、アフターの調査、評価を実施する。</li> </ul>	

**期待される効果等**

1. 地域資源の活用による活力のある共生社会の創造  
地域の問題を考える輪の中に市民自らの参加を促進し、助け・助けられる「福祉のある優しい“我がまち”づくり」を推進できる。
2. 増加傾向にある移動困難者の移動ニーズを受け止める体制作りが促進される。
3. 地域住民の移動の自由と権利の意識を高め、共生社会の一員であることの参加を促す効果。

**必要な予算額・条件等**(単位：百万円)

- ・市民が参画する地域福祉サービスを盛り込んだ、地域計画策定促進事業  
市町村ベースの自治体当たり3百万円程、初年度は10自治体程度を目標に実施、追って増やしていく。
- ・市民が参画する地域福祉サービスについての規制緩和適用事業  
規制緩和を提案する自治体の出席を得て開催する認定会議費用として  
1回50万円(旅費)×4回程度=2百万円
- ・規制緩和に関する実態評価事業  
調査及び対策検討委員会の開催費用および、全国の実態調査と取りまとめ作業費用として  
10百万円程

**政策提言の責任者**[所属団体・役職・氏名]

移動サービスネットワーク・理事長・中根 裕  
(全国移動ネット)

[メールアドレス] info@zenkoku-ido.net

[電話番号] 03-3706-0626 (全国移動ネット)